

注 申請者氏名は、自署又は記名押印してください。

承認申請について

1 承認申請

承認工事の施行にあたっては、事前に次の書類を道路管理者に提出するものとする。

(1) 申請書 別紙様式のとおりとする。

(2) 添付図面（記載要領は土木設計マニュアル〔設計積算編〕によること。）

①位置図 縮尺1／2，500以上

②計画平面図 縮尺1／500以上

③計画断面図

（ア）横断面図 縮尺1／100以上

（イ）縦断面図 縮尺1／100～1／1,000

歩道切下げでは縦断面図ではなく正面図を添付する。

④構造図 縮尺1／50以上

⑤実測求積図（必要に応じて舗装展開図） 縮尺1／500以上

⑥交通規制図 縮尺指定なし

交通規制図は、「福島県土木部保安施設設置基準」に準じること。

(3) 設計書及び実施計画書

実施計画書は福島県共通仕様書の施工計画書に準じて次のとおりとする。ただし、簡易な工事においては道路保全課係員の了解を得て記載内容の一部を省略することができる。

①現場組織表

現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の名称、電話番号、資格種別等

②安全管理

安全管理組織、安全訓練の講習会等の内容

③主要機械

④主要材料

⑤施工方法

工種ごとに、施工上の留意事項、施工方法について詳細に記載する。また、道路管理者の承諾等を要する事項についても記載する。

⑥施工管理計画

工程管理、出来形管理、品質管理、写真管理等について記載する。

⑦緊急時の体制及び対応

連絡系統図、夜間連絡先等を記載する

⑧交通管理

交通安全対策、通行対策、保安施設設置計画等について記載する

⑨再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

⑩その他

・必要に応じて排水計算、構造計算等を添付すること。

(4) 協議書及び同意書等

①他工事と同時施工になる場合、植栽の移設、占用物件の移設、交通安全施設の移設及びこれらの管理者の意見が必要であると判断されるときは協議書を添付する。

②第三者と利害関係が生じるときは同意書が必要である。

③他の法令等による許可等を必要とするときは所管行政庁の許可書写しが必要である。

(5) 変更申請

承認後に申請者の諸事情により承認内容と異なる工事を施行する必要を生じた場合、又は工事の期間内に工事が完成できない場合は、変更申請書を提出するものとする。

(6) 提出部数

承認申請及び変更承認申請に必要な部数は2部とする。

2 承認申請書記載要領

(1) 申請人が法人である場合には、「住所又は所在地」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。

氏名は、自署又は記名押印すること。

(2) 「施工目的」の欄には施工する目的を明瞭で簡潔に記載すること。

(3) 「施工場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、基点と終点を記載すること。

(4) 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設、舗装等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。

(5) 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。

(6) 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。

(7) 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。

同意書とは隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。

(8) その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。

(9) 申請書に記載できない場合には、別紙に記載すること。

(10) 変更承認申請書の「承認を受けた概要」の欄には、施工目的と工事概要を簡潔に記載すること。

(例) 歩道切下げ工事 L=〇〇m、開発行為に伴う側溝整備 L=〇〇m、取付道路（位置指定道路）に伴う集水桝設置 ○箇所 等

(11) 変更承認申請書の「変更を必要とする事項」で変更する事項が工期の場合は、変更理由書と変更工程表を添付すること。